

令和5年8月1日から補償コンサルタントの総合評価落札方式について、  
低入札価格調査制度を適用しています。

※総合評価落札方式以外の補償コンサルタント業務については、最低制限価格制度を適用して  
います。

【補償コンサルタント業務】

算定方法	
【範囲】 予定価格の6/10～8.1/10	
【計算式】	
直接人件費の額	} 合計額 × (1+消費税率)
直接経費の額	
その他原価の額 × 90%	
一般管理費の額 × 50%	

《算定式》

①  $6/10 \leq \alpha \leq 8.1/10$

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格 = (「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「その他原価の90%」+「一般管理費の45%」) × (1+消費税率)

②  $6/10 > \alpha \rightarrow$  低入札調査基準価格及び最低制限価格 = 「予定価格」 × 6/10

③  $8.1/10 < \alpha \rightarrow$  低入札調査基準価格及び最低制限価格 = 「予定価格」 × 8.1/10

$$\alpha = \frac{\{(\text{直接人件費の額}) + (\text{直接経費の額}) + (\text{その他原価の90\%}) + (\text{一般管理費の50\%})\} \times (1 + \text{消費税率})}{(\text{予定価格})}$$

1万円未満切り捨

※低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の計算について

①は、1万円未満を切り捨て後に消費税を加算する。

②、③は、入札書比較価格(予定価格の税抜き額)に6/10若しくは8.1/10を乗じ、1万円未満を切り捨て後に消費税を加算する。